

<可決された意見書>

軽度外傷性脳損傷に関わる労災認定基準の改定等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷等により、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。症状は、記憶力、理解力、注意力の低下などの高次脳機能障害や、てんかんなどの意識障害、多発性脳神経まひなど、複雑多岐にわたっている。

この病気は、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象とならない場合が多い。さらに、本人や家族、周囲もこの病気を知らないために誤解を生じ、職場や学校においても理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多く、働くことができない場合は、経済的に追い込まれてしまうという現状もある。

また、近年では、交通事故やスポーツ外傷等により、子どもたちのMTBI発症も懸念され、国民をはじめ教育機関への周知、啓発が重要であると考えます。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう要望するものである。

- 1 障害に応じた補償が得られるよう、労災認定基準の改定をすること。
- 2 労災認定基準の改定にあたっては、他覚的及び体系的な神経学的検査法などの、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ教育機関へ周知、啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成26年6月30日提出